

真庭市土木工事等工事提出書類一覧表&チェックリスト

作成者 受注者 市	項目	担当者	係長	備考
	起工設計書(仕様書の場合は起工伺い)			
	入札の関係書類			担当課入札の場合
	通知に係る事前説明事項(再資源化等)			
	工事請負契約書(写し)			
	工事着手届			
	現場代理人選任届			
	契約工程表			100万円以下の工事は省略可
	○ 実施工程表			工事進捗状況を記入したもので、4,500万円以上は毎月、4,500万円未満は2ヶ月に1回、1,000万円未満は協議の上省略できる
	監督員通知書			監督員等が交代した場合は、変更通知書必要
	○ 再資源化に関する通知書(岡山県への通知)			特定建設資材の処分がなかったら必要なし
	○ CORINS 「登録のための確認のお願い」 「登録内容確認書」			500万円以上(受注時、工期又は現場代理人・技術者の変更時、しゅん工時) 受注登録 変更登録(必要な場合のみ) 竣工登録
	○ 建設工事保険等			工事請負契約約款第60条 設計図書に定めのある場合写しの提出 現場管理費内の保険料(工事保険、法定外の労災保険、火災保険、その他損害保険等)
	○ 下請負人選定一覧届出書			下請負に付す予定がある場合、事前提出
	○ 主要資材購入先一覧届出書			資材の購入がある場合、提出
	○ 下請負届出書			下請に付す場合 内容を変更した場合は、再度提出
	○ 施工体制台帳			下請に付す場合 内容を変更した場合は、再度提出
	施工計画書			維持工事等簡易な工事は、監督員の承諾により一部又は全部省略可能
	使用承認願、使用(仕様)報告書			岡山県エコ製品使用の確認をすること 資材購入しない場合は不要
	○ 退職金共済制度の履行確認 (購入状況報告、掛金充当実績総括表)			1,000万円以上提出 購入状況報告:契約から1ヵ月以内(電子申請の場合40日以内) 掛金充当実績総括表:完成時 終了状況報告書:求めた場合
	○ 変更設計書			
	○ 変更契約書			
	○ 工期延期願			
	○ 変更工程表			
	○ 分別解体等に関する書面(変更)			通知に係る事前説明事項に変更がある場合
	○ 事故発生報告書			労働災害や公衆災害事故が発生した場合は直ちに電話で監督員に連絡し後日提出
	○ 工事打合せ簿			軽微な確認事項を除きすべての打合せ事項を記録する
	○ 検査、段階確認書			現場立会、材料検収等監督員が立会する場合に作成
	出来形管理表			測定位置がわかるように略図等を添付する。出来形展開図のほうが見やすい項目は、展開図を作成することで管理表省略可
	品質管理書類			施工中は提示とし、工事完成時に提出 規格値の記入を確認する 100万円以下の工事は不要
	○ 材料納入伝票			提示可 ただし、会計検査対象、設計図書指定材料、監督員が請求した場合は提出
	○ 出荷証明書			基本的には不要 ただし、会計検査対象、設計図書指定材料、監督員が請求した場合は提出
	○ 産業廃棄物管理表(マニフェスト)			提示可 ただし、会計検査対象、監督員が請求した場合は写し提出
	○ 再資源化利用計画書(実施書) 再資源化利用促進計画書(実施書)			100万円以上提出必要 (OBRIS(コプリス)を出力したものの(様式1.2) 再資源化の区分等に間違いがないか確認 エコ製品は再資源化製品とする
	○ 工事写真帳			測点及び作業の説明文等を記入したものの
	○ 仮設物、建設業の許可票等を設置した写真			建設業の許可票、労働保険関係成立票、施工体系図、リサイクル推進工事シール、県退共加入票、作業主任一覧表、緊急時連絡表、バリケード・看板類、仮設トイレ等 100万円以下の工事は不要 (積上げ仮設は必要)
	○ 排出ガス対策機械の写真			バックホー、トラクターショベル、ブルドーザー、発動発電機、空気圧縮機、油圧ユニット、ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ、ホイールクレーン 100万円以下の工事は不要
	○ 安全訓練実施資料			基本的に提示とし提出不要 500万円未満の工事は検査時の提示不要
	完成写真			起点、終点、延長、幅員、測点、路河川名等を記入する
	○ 設計図書等による必要書類			設計図書等に明記された書類、その他監督員が指示したものの
	○ 工事完成届			変更契約との整合を確認する
	○ 工事目的物引渡書			竣工検査日を引渡日とする 竣工検査後提出
	○ 工事成績評定表			最終請負契約金額500万円以上の工事が対象
	○ 検査写真			
	請求書関係(保管金払戻請求書等は該当する場合提出)			前払請求書、中間前払請求書、部分払請求書、請負代金請求書、保管金払戻請求書

工事書類の表紙等への押印は不要

提示とは、監督員が受注者に対し、または受注者が監督員又は検査職員に対し工事に係わる書面またはその他の資料を示し、説明することをいう。  
提示された書類については工事成績評定上、提出があったものとみなして評定する。

○:すべての工事において提出必要 ○:工事規模、工事内容、備考欄を参考に必要な場合に提出する。

市が作成する斜体文字の書類は別冊とする。